

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項ただし書中「第15条第1項において準用する」を「第15条第1項において読み替えて準用する」に、「第45条第7号イからクまで」を「第45条第7号」に改める。

第15条第1項の表中

「

| | | |
|----------|---|-------|
| 第45条第7号ア | 耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。) | 耐火建築物 |
|----------|---|-------|

」

を

「

| | | |
|----------|--|---------------------------------------|
| 第45条第7号ア | 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。) (保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物) | 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物 |
|----------|--|---------------------------------------|

」

に改める。

附則第3条中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(提出理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令(令和元年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号)の施行等に伴い、幼保連携型認定こども園の設備の基準を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。